

令和4年第22回住田町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年6月8日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(11名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 水野正勝君 | 2番 | 荻原勝君 |
| 3番 | 佐々木初雄君 | 4番 | 佐々木信一君 |
| 5番 | 佐々木春一君 | 6番 | 村上薫君 |
| 7番 | 阿部祐一君 | 8番 | 林崎幸正君 |
| 9番 | 菊池孝君 | 10番 | 高橋靖君 |
| 12番 | 瀧本正徳君 | | |

欠席議員(1名)

11番 菅野浩正君

地方自治法第121条第1項の規程により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------|-----|-------|
| 町長 | 神田謙一君 | 教育長 | 松高正俊君 |
| 農業委員会 会長 | 松田秀樹君 | | |

.....

| | | | |
|----------------|-------|----------------------------|-------|
| 副町長 | 横澤孝君 | 総務課長 兼選挙管理 委員会書記長 | 山田研君 |
| 税務課長兼 会計管理者 | 佐藤修君 | 企画財政課長 | 横澤広幸君 |
| 町民生活課長 | 鈴木絹子君 | 保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長 | 千葉英彦君 |

| | | | | | |
|------|-----|-----|------------------------|-----|-----|
| 建設課長 | 佐々木 | 真君 | 農政課長兼 農業委員会 事務局長 | 佐々木 | 光彦君 |
| 林政課長 | 菊田 | 賢一君 | 教育次長 | 多田 | 裕一君 |

事務局職員出席者

| | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|
| 議会事務局長 | 菅野 | 享一 | 係長 | 高橋 | 京美 |
|--------|----|----|----|----|----|

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、一般質問を引き続き行います。

◇ 水 野 正 勝 君

○議長（瀧本正徳君） 1番、水野正勝君。

〔1番 水野正勝君質問壇登壇〕

○1番（水野正勝君） おはようございます。1番、水野正勝です。

通告により、大きく1点、町長にお伺いします。

新型コロナウイルス感染症対策について。

全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向となり、各地で本来の日常を取り戻す動きが活発化していると捉える。本町においても新型コロナウイルスへの向き合い方や感染予防対策等を再考し、社会交流活動の正常化や地域経済の再生、児童生徒の健全で自由な生活を取り戻していくべきと考えることから次の5点について伺います。

1点目、町内や県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況をどのように捉え、今後どのように対応していく考えか伺います。

2点目、新型コロナワクチン接種事業の各進捗状況と成果や課題をどのように捉えているのか伺います。

3点目、マスク着用による感染予防対策において着用条件が緩和される動きが出ています。マスク着用による感染予防効果をどのように評価しているか。また、マスク着用の利点

や欠点をどのように捉えているのか伺います。

4点目、本町における各種行事や団体での社会的活動など住民交流機会の現状と今後の在り方をどのように捉えているのか伺います。

5点目、コロナ禍により飲食店をはじめとした地域経済への影響は根強く続いているものと捉えます。さらなる地域経済の再生を促していくべきと考えますが、町の見解を伺います。

以上で、質問を終わります。

○議長（瀧本正徳君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 水野議員御質問の（1）町内や県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況と今後の対応についてお答えをいたします。

岩手県が公表したものとすると、6月5日現在、県内の累計感染者数3万5,627人、入院中76人、入院中のうち重症者ゼロ人、宿泊療養者27人、自宅療養中1,776人、退院・療養解除3万3,656人、死亡者92人、入院等調整中ゼロ人、住田町の感染者は48人と公表されております。

5月30日に岩手緊急事態宣言が解除され、今後は社会活動の回復に動くものと考えられますが、全国的にはいまだ昨年夏のピークよりも高い状況が続いており、今後も感染の増加要因と抑制要因が続くことにより、リバウンドの可能性も懸念されます。

このため、町においては、できるだけ新規感染者数の継続的な増加が起こらないよう、基本的な感染対策と日頃の体調管理の徹底を呼びかけるなど、感染リスクの低減に向けた取組をするとともに、誹謗中傷のないよう、町民の皆様方に呼びかけてまいります。

議員をはじめ、町民の皆様には基本的な感染症対策を徹底していただき、感謝申し上げます。引き続き場面に応じた感染症対策を徹底していただくよう、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、（2）新型コロナワクチン接種事業の進捗状況と成果や課題についてお答えをいたします。

5月31日現在の進捗状況ですが、12歳以上の方で3回目のワクチン接種を終了した方は、65歳以上の方が93.9%、12歳から64歳までの方が83.9%となっております。また、5歳から11歳までのワクチン接種については、1回目が13%、2回目が4.1%となっております。

ワクチン接種の成果につきましては、4月27日に開催された第32回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の資料、ワクチン接種の効果によると、感染予防効果が一定程度示唆される、ワクチン2回接種と比較した3回接種の感染予防効果が認められた、ワクチン接種進展に伴い症状が悪化する者の割合が減少したなどの報告が行われておりますので、発症予防や重症化予防の成果があったものと捉えております。

課題につきましては、医療資源の少ない本町においては、医療機関などの関係機関の御協力なしにはワクチン接種を進めていくことができませんので、引き続き関係機関と連携を取りながら、ワクチン接種を進めていきたいと考えております。

次に、(3) マスク着用による感染予防効果をどのように評価しているか、マスク着用の利点や欠点をどのように捉えているかについてお答えをいたします。

マスク着用については、呼吸器感染症対策として感染者がマスクを着用することで、せきやくしゃみなどの症状のある人や、会話の際に飛沫やエアロゾルの発散を低減させることを目的として推奨されたもので、新型コロナウイルス感染症では、発症前、あるいは無症状の人からの感染対策が重要であることが明らかになり、さらに、感染力が高いことや、感染した場合の影響が大きかったことから、症状の有無にかかわらず、公共の場や職場などでのマスク着用が呼びかけられたものであります。

御質問のマスク着用による効果については、スーパーコンピューター「富岳」によるシミュレーションでは、せきをした場合の飛沫、エアロゾルについて、不織布マスクが約8割の飛沫を抑制したと報告しているとおおり、感染予防には一定の効果があると捉えております。

マスク着用については、感染予防に一定の効果があるという利点がある一方、熱中症のリスクや、表情が見えにくくなることによる影響も懸念されると捉えております。マスク着用については、5月19日付厚生労働省アドバイザーボードの日常生活における屋外と小児のマスク着用について、5月20日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについてを参考にしながら、今後の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、(4) 本町における各種行事や団体での社会的活動など住民交流機会の現状と今後の在り方をどのように捉えているかについてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に各種行事が中止となるなど、住民の交流機会が大幅に減少いたしました。県内においても、岩手緊急事態宣言が令和3年8月12日から9月16日までと令和4年1月23日から5月30日までの2回発令され、各種イベ

ントの中止などにより社会的活動が制限されてまいりました。

当町においても、町夏まつり、また産業まつりなどの行事、学校行事、保育園行事、自治公民館行事などの中止や延期、人数制限による開催、町有施設の利用制限などにより、住民の交流機会は減少したと捉えております。

今後の在り方については、全国的に見ても各種イベントは実施の方向で動いておりますし、県内においては、5月30日に岩手緊急事態宣言が解除となり、今後、社会経済活動の回復に動くものと想定され、社会的活動の機会は増加していくものと捉えております。町内においても、各種イベントについては実施の方向で検討されていると聞いておりますし、今後、社会的活動は活発化していくものと捉えております。

5月30日に岩手緊急事態宣言が解除されましたが、全国的にはいまだ昨年夏のピークよりも高い状況が続いており、今後も感染の増加要因と抑制要因が続くことにより、リバウンドの可能性も懸念されております。事業を実施する際には、地域の感染状況などを踏まえ、実施の可否については慎重に判断していただくとともに、十分な感染防止対策を行った上で、事業実施をしていただきたいと考えております。

最後に、(5)のコロナ禍における地域経済の再生についてお答えをいたします。

商工会とともに、昨年、町内の149事業所を対象として、令和3年度3月末に第3回新型コロナウイルスの影響に関するアンケート調査を実施したところ、影響が継続している、最近影響が出てきた、今後影響が出る可能性があると回答した事業所が約8割ありました。中には、飲食業を中心に、収入が50%以上減少していると回答した事業所もありました。また、今後必要とされる支援策については、すみチケ等商品券の発行や、支援策に対する情報提供、プラスアップ事業協力金などの支援を期待する回答を数多く頂いたところであります。

町では、アンケート調査結果を検証した上で、町内事業者の経営を維持・継続し、地域経済を再生する必要があると判断したことから、使って応援住田チケットすみチケプラス事業を本議会の補正予算案に計上しているところであります。

今回も昨年度に引き続き幅広くすみチケを使用していただきながら、コロナ禍で経営に大きな影響を受けている飲食店を応援する取組の一つとして、商工会がスタンプラリーを企画しております。町民等がチケットを利用することで町内事業所を応援するすみチケプラスの仕組みを最大限に活用しながら、地域経済の再生とさらなる活性化につながることを期待しているところであります。

新型コロナウイルスが地域経済に与える影響はまだ継続することが懸念されますが、町内事業所の経営状況を商工会など関係機関と情報を共有し、把握に努めながら、適切な時期に効果的な経済対策を打ち出し、地域経済を再生してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 再質問を許します。

水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これで、1番、水野正勝君の質問を終わります。

◇ 村 上 薫 君

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上 薫君。

〔6番 村上 薫君質問壇登壇〕

○6番（村上 薫君） 6番の村上 薫であります。

通告に従いまして、次の3点について御質問をいたしたいと思っております。町長及び農業委員会会長様によりしくお願いをいたします。

最初の大きな項目の第1点は、地球を守る脱炭素の観点から、脱炭素推進と再生可能エネルギー政策についてでございます。

一昨年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。この目標の達成のため、国・地方脱炭素実現会議が設置され、地域が主役となり2030年までに集中して行う地域脱炭素ロードマップが策定されたことから、次の点をお伺いをいたします。

1つ、都市部の森林環境譲与税を活用した脱炭素施策をどのように推進するお考えか。

2点目です。森林・林業日本一を標榜する町として、既に応募が始まっております脱炭素先行地域づくりにどのように対応するお考えか。

3点目、景観資源の保全と再生可能エネルギー活用との調和を図る観点から、規制する条例が必要と考えます。いかがでしょうか。

4点目です。太陽光発電の廃パネル問題が指摘される中、町とケセンエナジー株式会社の

住田新田山太陽光発電及び合同会社グリーンパワー住田遠野風力発電に係る履行期間後の契約条項はどのような内容になっているのか、お尋ねをいたします。

大きな第2点目であります。まちづくりは顔が見えるところから始まると考えます。この観点から、協働のまちづくりと職員の地区配置についてお伺いをいたします。

近年、職員の町外出身者採用が多くなっております。地区ではますます少子高齢化が進み、集落維持が困難になってきているところもあります。まちづくりは人と人が交じり合い、話し合い、一緒に行動し、人となりや地区の風土や歴史文化を知ることから始まると考えることから、次の点をお伺いをいたします。

1、まちづくりに資する地域担当職員の配置を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

大きな3点目です。地方自治体といえども、国の動向に機敏な対応が必要であります。このことから、次の点をお伺いいたします。

石綿アスベストに係る対応についてであります。今年4月1日以降に開始する工事から、建築物、個人の住宅も含まれます。工作物の解体工事、リフォーム修繕などの改修工事に対するアスベストの事前調査結果の報告が義務化されました。このことから、次の点をお伺いをいたします。

1、早急な制度の周知と、アスベスト含有調査と除去に補助金制度の検討を提案をいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

これらをお尋ねいたします。大きく3項目でございますが、町長、農業委員会会長の御所見をお伺いをいたします。

○議長（瀧本正徳君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 村上 薫議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大きく1点目の1項目めの都市部の森林環境譲与税を活用した脱炭素施策の推進についてお答えをいたします。

初めに、森林環境譲与税の趣旨でございますが、この制度の基本的な考え方として、森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く我々一人一人が恩恵を受けるものであります。

しかしながら、森林整備を進めるに当たって、森林所有者の経営意欲の低下や、所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな問題になっております。大規模な土砂崩壊や洪水、浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進していくことが大事であり、創設されたものであります。

使途については、市町村が行う間伐、人材育成、担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等に充てることとされております。森林環境譲与税の算定につきましては、森林面積、市町村人口、林業従事者数等が基礎として算定されますので、人口の多い都市部にも配分されるものであります。

都市部の森林環境譲与税を活用した脱炭素施策をどのように推進するかとの御質問ですが、自治体間連携による取組と捉えております。全国の事例としましては、木材利用、普及啓発、交流事業、オフセットクレジットの取組が始まっているようであります。

現在、住田町が都市部と脱炭素について取り組んでいる機会として、東京都港区との間にみなとモデル二酸化炭素固定認証制度に係る協定を結んでおります。また、港区と同様の協定を結ぶ78の自治体が参加するみなと森と水ネットワーク会議にも参加しております。これらネットワークから得る情報を生かしつつ、都市部との自治体間連携の活用を検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)脱炭素先行地域づくりへの対応についてお答えをいたします。

初めに、脱炭素先行地域とは、地域脱炭素ロードマップに基づき、地方自治体や地元企業、金融機関が中心となり、農山漁村、離島、都市部の街区といった地域特性等に応じ、再エネポテンシャルの最大活用による追加導入や、住宅建築物の省エネ及び再エネ導入といった脱炭素に向けた取組内容を組み合わせ、民生部門の電力消費に伴うCO₂排出については実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等を含めて、そのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するため、2025年度までにそれらの道筋をつけ、2030年度までに実現させ、脱炭素を達成する地域とされております。

既に第1回目の募集が行われ、共同提案を含め、全国102の地方公共団体から79件の計画提案が提出され、26件の脱炭素先行地域にふさわしい計画提案として評価されたようでございます。

評価いただいている提案では、単に再エネ設備の導入にとどまることなく、地域経済の循

環や地域課題の解決、住民の暮らしの質の向上につながることを意識した先進的な取組が評価されております。

本町では、地域の自然環境を活用したエネルギー生産によるエネルギーの自給率の向上、農林業をはじめとした地域資源を活用した地域産業の振興による所得向上、それによる地域経済の活性化などを目的として、住田町再生可能エネルギー活用推進計画を平成29年3月に策定したところであります。

同計画におきましては、木質バイオマスのエネルギー利用を最優先に取り組むべきものと位置づけており、特に木質バイオマス燃料の供給体制の構築及び木質バイオマスエネルギーの需要増大について検討を進め、木質バイオマス資源の収集、運搬から木質バイオマス資源の燃料化等を一体的に実施し、地域産業の振興と雇用の創出を図っていくことを目的としているものであります。

まずは、同計画において実現を目指す木質バイオマス資源の管理、収集と運搬、地域における熱需要の創出、産出量拡大のための木材需要の創出を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、林内に切り捨てられている間伐材等を資源として再利用するとともに、山をきれいにし、林地環境の保全を図るため、地域住民の方々等で搬出をして、林業事業者へ売り渡し、搬出量に応じた対価を得る仕組みづくりを現在進めているところであります。

3項目めの、再生可能エネルギーに対応した条例についてお答えをいたします。

国の施策に対応し、本町をはじめ各自治体では、地域における地球温暖化対策、再生可能エネルギーの利用促進策を推進してきたものであります。その中で、大規模太陽光、風力、バイオマス等の発電設備設置に伴う周辺地域の生活環境、自然環境、景観、防災等への影響から、発電事業者、住民、自治体等によるトラブルは、一部の地域で依然として継続していると認識をしております。

これらに係る関係法令等の改正はなされてきましたが、一方で、2020年10月、2050年カーボンニュートラル宣言を機に、地球温暖化対策の強化として、再生可能エネルギー利用の一層の促進を図るため、既存法令の規制緩和を含む法令等の改正が急速に進みつつある状況であります。

規制と促進の両面から、美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・持続可能な社会を形成し、地域の特性に応じ資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮された再生可能エネルギーの活用を促進するとともに、円滑な事業ができるよう、

有効な手段の検討が必要だと考えております。

次に、（４）ケセンエナジーとグリーンパワー住田遠野に係る履行期間後の契約条項の内容についてであります。

ケセンエナジー株式会社と合同会社グリーンパワー住田遠野につきましては、共に再生可能エネルギーの発電を目的に、町有地の貸付けを行っているものであります。

ケセンエナジーにつきましては、太陽光発電設備用地として上有住字新田の6.1ヘクタールについて、平成28年4月より20年間の賃貸借契約を締結しております。

グリーンパワー住田遠野につきましては、風力発電設備用地として、下有住字火の土、地上権5.1ヘクタール、地役権3.7ヘクタール、計8.8ヘクタールについて、令和2年1月より30年間の地上権等設定契約、併せて資材保管場所の賃貸借契約を締結しております。

両者契約の履行期間後の条項内容につきましては、いずれも期間延長ができるものとなっておりますが、期間延長をせず契約満了となる場合、ケセンエナジーは、町の指示によることに従い原状に復して返還する旨、グリーンパワー住田遠野は、基本的に風力発電設備を撤去し、盛土等の処理を行った後、ヤード部の植栽をする旨規定されているものであります。

次に、2項目めの協働のまちづくりと職員の地区配置についての（１）地域担当職員の配置の検討についてお答えをいたします。

本町では、自立・持続のため地域づくりを推進しようと、平成15年度から平成21年度までの7年間にわたり、住民と職員が知恵と汗を出し合う地区担当職員配置体制を構築し、世田米、大股、下有住、上有住、五葉の5地区に兼務職員を配置し、各地区の自主的な活動を支援してきた経緯があります。平成22年度からは、自立推進担当として職員が各地区をサポートする体制とし、その後、組織体制の再編もありながら、協働のまちづくり、地域づくりを進めてきたところであります。

平成27年度の住田町人口ビジョン、総合戦略、総合計画を策定した際に、5地区に公民館主事と集落支援員を兼務する非常勤職員を配置し、各地区公民館を小さな拠点とする地域協働組織の活動を支援してきたところであり、現在では、集落支援員の兼務を外し、公民館主事として地域協働組織の活動の支援をしているところであります。

職員が地域の身近な窓口として地域と行政をつなぐ役割であることの重要性を強く感じているところでもありますので、ポストコロナを見据えた総合計画の見直しに合わせ、どのような方法で地域に職員が関わりを持つことができるか、検討してまいりたいと考えております。

す。

次に、3項目めの石綿、いわゆるアスベストに係る対応についてお答えをいたします。

アスベストにつきましては、耐熱性や絶縁性などに優れた鉱物で、建材などに使われてきましたが、粉じんの吸い込みに伴う健康被害が問題となり、規制が強化されてきました。平成18年9月からはアスベストを含有するほぼ全ての製品の製造や使用が禁止されております。それ以前の建築物等につきましては、解体の際などにはアスベストの有無について注意する必要があると捉えられるところであります。

これまで国の規制において解体工事等の開始前のアスベスト使用の調査方法や工事の際の留意点などが示されてきておりまして、今年度からは一定規模の建築物、工作物の解体等の工事は、事前調査結果を国・県へ電子報告することとなっており、工事を行う元請業者に義務づけされたものでございます。町営工事においても留意して、適切に行っていく必要があると捉えているところであります。

アスベスト関連の広報につきましては、住宅、環境、労働などの各分野から安全を守るために広く行われてきたと認識しておりますが、今回の報告制に関しましては、町においても機会を捉え、事業者へお知らせしたいと考えております。

アスベストの調査・除去に関しましては、国の制度を活用する場合、その補助対象は、調査においては、建築物の吹きつけ建材について含有の有無を調査するものが対象となっております。飛散の危険が高いレベルになります。除去についても同様で、このような吹きつけ材のアスベストは鉄骨造りの建築物に多いと捉えております。

補助制度につきましては、今後の国の施策、動向などを踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 再質問を許します。

村上 薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の脱炭素推進と再生可能エネルギーの政策についてでございますが、町長の答弁からありました。森林整備であるとか、担い手の確保であるとか、あるいは都市と地方との交流とか、いろいろそういう中で森林環境譲与税を活用しながら進めていくということで、当町では自治体間連携として、港区のみならずモデル二酸化炭素固定認証制度ですか、そちらのほうに参加をしながら今進めているということでした。大変すばらしいことだとい

うふうに評価をいたします。

私もみなとモデルのほうをいろいろ見ておりましたが、いずれ実際に例えば、このモデルに参加をしてるわけですが、今までの成果とかそういうものはどういふふうになってるのか、お伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長、菊田賢一君。

○林政課長（菊田賢一君） みなとモデルの成果でございますが、震災以降につきましては、港区において仮設住宅の展示等、それぞれ交流をしてきたところであります。本来のこのみなと森と水ネットワークの趣旨でございますが、港区と山間地との交流の活性化を目的としたネットワークでございます。

市町村としての参加の意義ですが、港区で施主さんが建てる建物等への木造建築の木材利用の推進的なところが大きな点かなと思っておりますが、実際のところ、そういった部分での提供というのはまだでございます。今後、そういった部分も含めながら、交流を深めながら、そういう情報を入手して、進めてまいりたいと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 港区の二酸化炭素固定制度の中を見ますと、区内の公共施設、あるいは民間建築物等での協定木材または国産合法木材の使用を促して、その使用量に相当する二酸化炭素の固定量を区が認証する制度だというふうにあります。

ぜひ、住田町はF S Cをやっているわけでございますので、これはかなり売れる価値があるものだというふうに思います。今までなかなか、このF S Cの認証林はあるんだけど、F S Cの木材としてはなかなか価値が、付加価値が上がってないとか、利用が進んでないというのが現状でした。

ですから、ぜひ課長には、課長も含め、三役も含めてですけれども、住田町で取り組んでいるF S C材の利用ですね。港区のほうの公共建築物は、これは大きいと思いますのでね。多分学校とかいろいろ建て替えるところがあるんだと思います。そういうところでぜひ使ってもらえるように、なお一層努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、違った意味での活用といいますか、以前にも提案をさせていただいたんですが、港区でもよろしいかと思いますが、あるいは、幸田町ですね、災害時の応援協定を結んでいる。こういう人口が増えているとか、そういう地域の自治体と、町有林の森林整備もそうなんですけど、F S C材を使った木材もそうですけども、例えば今まで作ってきた学校の生徒さん方の机とか椅子とかありますね。これ、つい立てとかですね。すばらしいものだと思います。

す。地域の経済を回すという意味でもこれは、脱炭素の推進する意味っていうのは非常に大きいかなと思いますので、ぜひその辺の学校でも生徒さん方が使える机、椅子などもぜひ売っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（菊田賢一君） 災害協定を結んでいます幸田町との譲与税を活用したというふうな部分かと存じますが、住田町では、譲与税、元年度に1, 300万円ほど、令和2年度には2, 700万円ほど交付を受けております。人口等々も加味されておりますので、幸田町さんには人口は住田町よりはるかに多いわけですが、譲与税の部分を見ますと、大体5分の1ぐらいの交付というふうな状況になっておりまして、使途についても、森林整備ですとか、林道補修とか、そういったところに幸田町さんは充てられているような状況でございます。

いずれ、議員御質問のとおり、木材を利用した机、椅子等々、そういったものが可能であれば、機会を捉えてPRをしながら進めていきたいと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 町長にお伺いしますけれども、いずれ今までの、例えば幸田町さんもありますし、災害時ということだけじゃなくて、通常のお付き合いの中でぜひこういう木材の利用を進めていただくとか、そういうことも大事だと思いますので、今まで培ってきました、例えば関係人口ですか、more treesさんであるとか、庁舎、住田分署、上有住地区公民館の設計をしていただいた設計者の方々とか、外部とのやっぱり交渉にはトップセールスというのはもう欠かせないと思うんですね。町長は今後、都市部の森林環境譲与税を当町に取り組むことについてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（瀧本正徳君） 町長。

○町長（神田謙一君） 村上 薫議員おっしゃるとおり、そういう部分の重要性というのは捉えております。そういう部分で、いろいろ機会ある中で御相談させていただいておりますし、御存じだと思いますけど、港区では、先ほど言ったみなとモデル二酸化炭素固定認証制度等を含めた部分でのネットワーク会議等の中で、実はコロナ前、私は港区長と、全国から多くの自治体参加するんですが、真ん中に2人に立たせていただいて、住田をPRさせていただいておりますし、港区の広報にも当町を紹介していただいたり、まあ少しずつでありますけれども、そういう関係性も含めながら、前に取組を進めていきたいと考えております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 大変素晴らしいそういう取組をしていただいているのでありますから、

ぜひ町民の皆さんのほうにでもそういう部分を、港区さんの広報の一部のカットでもございますから、そういうところも教えていただければ心強く思うんじゃないかなというふうに思います。今後ともよろしく願いをしたいと思います。

それでは、2点目の脱炭素先行地域づくりについてお伺いをいたします。

町長の答弁でもありました2025年、今22年ですから、あと3年間のうちに全国100か所の脱炭素先行地域をつくるというのは、国の今、目指しているところであります。そのうち第1回目で26か所が選定されました。ぜひこの脱炭素先行地域に我が町として応募すべきだと。私は十分に応募できる資格があるというふうに思いますが、どのようなこれからの考えで進める考えか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（菊田賢一君） 脱炭素への取組というふうなことでございますが、単に再エネの施設整備ということだけではなく、太陽光も風力も水力も、それぞれトータル的な脱炭素社会に向けてというふうなところかと思えます。

町としましては、先ほども町長が答弁を申し上げましたとおり、木質バイオマスエネルギーに特化した形で、まず最初に林地にある林地残材、山をきれいにする、そういったところの取組から始めていきたいと考えております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 答弁でもありましたが、町では再生エネルギー推進計画の中で、木質バイオマスを特に市民活用していきたいということでもあります。

このことは、恐らく山助隊を使った形でのことをお話をしてるんだらうというふうに思いますけども、第1回目の先行地域づくりにはどのような林業の施策をやっている町があるかということで、選定されたかということですが、私ども議会のほうで以前に行政視察をしてまいりました高知県の梶原町、あるいは島根県の邑南町、岡山県の西栗倉村、真庭市など、やはり住田町と一緒に林業先進地と言われてるようなところですよ。ぜひこういうところの提案内容、それぞれの提案内容も吟味していただきながら、住田町もこれに加わっていただきたいなというふうに思います。

先ほど山助隊のほうの件が出ましたけども、いずれ私は、今おっしゃられた、私が話した市町村にも負けない取組は住田町はしてるんだらうと思います。要は手を挙げるか挙げないかの差でございますので、これは推進するための交付金も国から出ております。計画を策定するわけですね。ですから、職員の中で大変だと思うんですが、いろんなコンサルタントと

か、皆さん使ってやっておりますので、ぜひその辺も含めて、今後進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（菊田賢一君） 住田町内におきましても、風力発電ですとか、太陽光ですとか、小水力ですとか、そういった話が持ち上がってきているのも事実でありますので、そういった部分を捉えながら、今後検討してまいりたいと思っています。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） ぜひ、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、これは令和4年度予算で200億円ですね。もう既に用意されておりますので、これを活用すべく、前に進めていただきたいというふうに思います。

それで、先ほど山助隊のほうの話も出ておりましたが、今後さらなる脱炭素の取組をしてあげるとすれば、先ほどお話に出ました山助隊の自伐型林業、間伐促進と地域林地残材の資源化、経済の好循環、これがまず一つ上げられると思いますし、それからFIT、再生可能エネルギーの太陽光発電の、FIT後のですよ、FIT後の太陽光発電の自家消費を促す家庭用蓄電池設置への補助金ですね。これを町が設ける。あるいは、けせんプレカットで今、太陽光発電由来の水素を作っておりますが、公用車にこの水素燃料を導入をするとか、こういう新しいやり方を加えながら、脱炭素地域づくりに手を挙げるということも大事かというふうに思います。

副町長にお尋ねします。私が今上げました3つの点と、それから、副町長も、今いろいろ考えてると思うんですが、何か提案がありましたらば、教えていただきたいと思っています。

○議長（瀧本正徳君） 副町長、横澤 孝君。

○副町長（横澤 孝君） 脱炭素というのは、地球規模の環境に対する行動だと思いますが、私的には、基本的には一人一人が自分の生活から見直していくのが多分大きな成果になるかと思っています。

ただいま質問のあったFITとか何かですが、太陽光発電については、まだ不安なのは、個人的には、終わったときの、耐用年数過ぎたときの処理の方法がまだ明確でないと。誰が負担するのか、どう処理するのかも分かりませんし、蓄電池の関係についても、耐用年数の問題もあります。お値段の問題もありますし、その辺がまだはっきりしないので、個人的にはなかなか私としては勧めづらい。ただ、それは個人的な考えでありますので、導入する方は導入すると思いますし、国のほうの制度もあると思います。

それから、水素については、これは以前にもお話ししたと思いますが、国策に近いものがありますので、その中で進むのかと思っておりますが、水素自動車、F C Vですか、導入というのは。F C Vについては、市町村、大きな市については導入したということもあるかと思いますが、住田町としては、まずどこでエネルギーを入れるのか、まだ全然分かりませんので、以前にはハイブリッド車が導入されたときは、住田町では先駆けて導入した経緯もありますが、F C Vについては、まだその辺が分かりませんので、導入には踏み切っていないものです。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 山助隊に関しては、対価ですね。要するに軽トラ1台、荷台に、幾らで買っていただけるかと。そこが問題です。そこが一番のネックに今なってるわけですが、よそのを見ますと、大体3,000円ぐらいなんですね。私は思うに、3,000円ではとても、山からですよ、運んできて、そこにまで、土場まで持って行って、はい、3,000円で取り組みますよと。ちょっとなかなか皆さんそこまでできるかという、もう少し単価の上乗せが必要だと。まず5,000円ぐらいは必要だろうと。

私は思うに、森林環境譲与税があるわけですから、来てるわけですから、それに上乗せをして、5,000円程度にして、今後、募集をしたりとかしていくことも大事じゃないのかなというふうに思います。

それと、家庭用の蓄電池の件ですけども、今それぞれの自治体で助成制度を設けて、太陽光発電をそれぞれの家庭で今設置したりしてありますが、F I Tがもう終わりますので、42円だったりの発電が、今は大体二十何円とか、もうあとはF I Tが9円とかなりますよ。そうすると、もう売電は東京電力さんに売らないで、蓄電池で自分の自家消費をします。災害のときにもそれは可能なわけですね。電気自動車でも充電もできるというふうな時代になっておりますので、その辺はぜひ、各家庭への家庭用蓄電池への補助金とか、その辺も国で用意してますから、そちらもぜひ考えていただきたい。

それから、水素燃料車、F C Vの件ですが、これは燃料入れるところがないというのがありますが、やはりせつかくけせんプレカットで水素を作ってるわけですから、そこに公用車を持ってきて、燃料を入れると。プレカットのほうに前に聞いたときに、これはあくまでもフォークリフト用だよというふうなお話は私も聞きましたよ。けども、それを覆すための説得力を持って、国に何とか脱炭素のあれをやりたいんだと。公用車1台でいいから、まず、取りあえずそれを使わせてくれと。燃料入れさせてくれと。まずそういうふうな大胆なアク

ションを起こすべきだというふうに思います。

副町長、もう一度、FCVについて。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） 環境に配慮した大変ありがたい御提案だと思いますので、承っております、提案として。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

それから、3番目の景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用と調和の観点の規制する条例についてでございますが、町長の答弁ですと、有効な手段の検討というのは必要だということなんです。

実は先日、メガソーラーの問題が起こった遠野の小友町の外山地区に、現場に行って見てまいりました。すごいです。92ヘクタールですから、もう一山二山、もうそんな感じですよ。

その概況を申し上げますと、2018年ですから、今から4年ぐらい前ですか、に工事が始まって、1年ぐらいで工事何とか終わったんですが、その後に、大雨が降ったときに、もう濁水が地元の川から流れてきて、水田やら、あるいは養殖をやってた3万匹のヤマメがもう死んじゃったとか、そういう事態が起きたわけですね。これは遠野市もよく分からなかった。なぜか。それはただの届出で済んだからです。

私が提案をしたいのは、そういう近隣市町とか、あるいは、先ほども町長からもありましたけども、現在ではもう189自治体はその制限をする、規制をする条例をつくっております。遠野市では非常に厳しい改正をしました。届出制から許可制にする。あるいは、1ヘクタール以上の太陽光発電は許可しない。あるいは、抑制区域を指定する。あるいは、行政、事業者、市民、土地所有者の責務を明確化する。市長が検査をするというような、そういう条例であります。

ぜひこの中身を検討していただいて、住田町型の、住田に合う条例でよいと思いますので、その辺を検討をぜひしていただきたいなと思いますが、これは、町民課長さんだったですね。よろしくをお願いします。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、鈴木絹子君。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議員おっしゃるとおり、県内では遠野市をはじめとしまして、

全国では189か所の自治体が再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例を制定していると捉えております。

また、おっしゃるとおりでございますが、遠野市では、規制を強めている条例に、ほかの地域とも比べて規制を強めている条例になっております。遠野市の規制の背景と本町の現状を照らし合わせながら、検討が必要と考えております。

また、今後ですけれども、太陽光等の発電事業者の本町での動向に注意しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。ぜひ本町の実態に照らしながら、これから進めて、検討していただきたいと思っております。

農業委員会の会長にお伺いします。町内では事業者による遊休農地等への太陽光発電設置の営業が展開されているというふうに私捉えておりますが、その現状の実態、地区での件数であるとか、売買、賃貸の別であるとか、あるいは、このことによって農業振興上の課題というのではないのかどうか、お伺いしたいと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 農業委員会会長、松田秀樹君。

○農業委員会会長（松田秀樹君） 農業委員会としましては、太陽光発電事業にかかわらず、全ての申請された事項について、農地法に基づいて審査をするということございまして、内容につきましては、農業振興地域内かどうか、それから、1種農地かどうか、ほかの農地への影響はどうか、それから、環境に与える影響はどうか、事業に対しての資金面等々によりまして、事業が確実に実行できるかどうかを確認し、基本的には農地が有効活用できるようにということ審査をいたします。

ただし、面積が30アール以上になりますと、岩手県の農業会議が主となりまして、関係機関による常設審議会というのがあります。そこに最終的な結論を委ねることになっております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ここで、6番、村上 薫君の再質問を保留し、暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前 11 時 11 分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に保留いたしました 6 番、村上 薫君の再質問を許します。

村上 薫君。

○6 番（村上 薫君） 太陽光発電につきましては、農地に関しては、農地法上に基づいて適正にまずこれからやっていくということですので、よろしくお願ひいたします。

次の 4 点目の廃パネル問題の契約条項についてお伺いをいたします。

新田山の太陽光発電は、約 6 ヘクタール、20 年間、それから、風力発電のほうは 8.8 ヘクタール、地上権で 30 年間ということですが、総務課長にお伺いをいたします。風力と太陽光で地上権、賃借権の違いがあるのはどういう理由からか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） まず、太陽光の部分でございます。こちらの契約につきましては、通常の町で町有地を貸し付けている賃貸借契約に基づきまして貸付けを行っているところでございます。

グリーンパワーの地上権でございます。こちらにつきましては、事業者へ融資を行っている金融機関における融資の条件ということで認識をしてございます。地上権の設定につきましては、そのとおり事業者の提案に沿ったものでありまして、地上権を設定することにつきましては、多額の事業費でもありますので、ある程度の一定の期間、安定した事業運営できるものと認識をしてございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6 番（村上 薫君） 地上権と賃借権というのは非常に大きな違いがあるわけです。地上権というのは、地主、結局住田町ですが、住田町の承諾がなくても他人に譲渡か売買ができます。あるいは、地上権、物権ですので、そこに抵当権をつけることも可能であります。

大概是地上権というのはあまり利用しないわけでありまして、住田町にとって不利である、そういう地上権ということ風力のほうに使っているわけですけども、これは町長ももちろん相談の上なんだろうが、顧問弁護士のアドバイスとか、その辺を得てやってるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 地上権の設定の部分につきましては、顧問弁護士に相談をした経緯もございます。まず、地上権を設定することによりまして、仮に現在の事業者が事業継続をできなくなった場合でございますが、この場合、金融機関が事業継承者を探すということになります。このことにつきましては、権利と義務が継承されることによって、事業継続の可能性が大きくなるものと認識をしてございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） ということは、風力発電のほうに地上権でもいいというふうに判断したのは、例えばグリーンパワーさんが倒産とかしたとしても、貸している金融機関のほうで継承、事業者を選ぶというふうな手段もあるよということで、それに至ったという理解でよろしいわけですね。分かりました。

それで、世の中ではいろんな変化がありますので、倒産をするとか、あるいは、自然災害等で設備が壊れて、よくありますね。太陽光がパネルがそのまま放置されてるというのが今、全国いろんなところで散見されておりますが、例えばそういうふうになった場合に、撤去費というのは町の負担にならないというふうになってることか、もう一度お返事をお願いしたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 以上の質問の部分でございますけれども、そのとおり、事業者のほうで負担していただくということになってございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 例えば、先ほどの風力に関しては、金融機関のほうでいろんな継承事業者を見つけることも可能だということですが、賃貸借の場合、太陽光の場合についてですけども、この場合はなかなか難しい。その会社がもしなくなるとすれば、置かれて、放置された場合はなかなか難しいんじゃないかというふうに思いますが、経済産業省の資源エネルギー庁によりますと、この7月1日、来月から太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度が始まります。このことは御存じでございますか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 再生可能エネルギーの電気の利用の促進に関する特別措置法が改正されまして、解体等の積立金制度が創設されておまして、そのとおり、本年7月1

日から施行されるということは知ってございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） さすがに先取りをしながら研究してらっしゃるなと思います。

そこで、この制度で、例えば事業者が倒産し、解散した場合に、町が解体等、この積立金というのは取り戻せることになるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） その積立金の部分の町の取戻しの部分でございますが、その件に関しましては、政策上の部分できちんと確認はしてございませんので、答弁は差し控えさせていただきますけれども、いずれ事業が継承できなくなった場合は、契約書のほうでもきちんととうたってございますし、損害賠償というふうな手段も取れるということになってございますので、町の負担はないものと考えてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） ぜひそのように対処していただきたいなというふうに思います。

次に参ります。大きな項目の協働のまちづくりと職員の地区配置についてであります。

町長の答弁ですと、ポストコロナを見据えながら検討していくということでもございました。いずれコロナ、コロナと言ってばかりはいられません。まちづくりって非常に大事なものでございますので、今後、そのような形で進めていただきたいと思いますが、いずれなるだけ早めにこういう地域の担当職員制度というものをつくっていただきたいというふうに思いますが、大体いつ頃からそれが可能になるのか、見通しを教えてください。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 地域づくりの職員配置につきましては、まだ配置するというのではなくて、総合計画の見直しの中でも見直すということでもありますけれども、現在、若手職員、新規採用職員が最近多くなっております。それは退職者の職員がいるためでありますけれども、そういった職員が通常業務の部分でどう関わられるかといったところをサポートしながら、そういった時期を見ながら、そういった職員配置等については検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 以前に行われた地区別計画の中で、職員の皆さんが各地区に五、六名ずつですか、配置になって、非常に力強く地区の人たちも感じたわけです。何も五、六名とはいかななくてもいいと思いますが、各地区公民館に二、三人とかね、それでもよろしいかと思しますので、この間、久慈市の場合は、新入職員の方を1年間消防団員に任命するとか、いずれもいろんな形でまちづくりと関わることを今考えて皆さんやっていますので、ぜひ実行していただきたいなというふうに思います。

最後の3点目のアスベストについてお聞きいたします。

これから周知を図るということと、それから、国の動向を見据えながら対応するというところでございますが、建設課長にお伺いいたします。町有建築物でアスベストの使用の可能性が高い建築物というのはどういうものがあるのか。あるいは、民間の建築物でそのようなものの建築物というのはどういうものがあるのか、把握されてるのか、お伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） お答えいたします。

町有建物に関してのアスベストでありますけれども、使用禁止前、平成17年に調査をしておりますけれども、吹きつけの危険レベルの高いものは該当はありませんでしたが、ただし、レベルの低い建材等につきましては、外壁等に使われている可能性があるものと思われまます。

また、民間の部分でありますけれども、一般的なお話になりますけれども、1970年代から90年代にアスベストが多く使用されているという情報がありまして、一般的なお話ですけれども、スレートの屋根や外壁、軒天井の外装材に含まれている可能性があるというところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 町有建築物で多分、該当するであろうというのは、農林会館、あるいは生活改善センター、小中、中学校とか古い建物、有住中学校であるとか、世田米中学校とかの、そういう建物、あとは気仙森林組合さんもそういうあれになってるかもしれませんね。これらが考えられると思います。

民間建築物で大きなもので放置をされているという状況なのは、下有住の十文字にある工場がありますが、これ町長、同じ地区ですので、今は放置されてるような状況になってるわけですが、これは連絡とか取れてるような状況なのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 連絡は取れております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 周辺の住民の方から私のほうに、屋根材とかが台風とか来たときにちょっと飛んでくるとか、そういう危ない状況にあるということで、私もそこを実際に見ております。屋根材には恐らくアスベスト材が使われております。いずれ早めに町のほうとして、その所有者の方といろんな協議を重ねながら、特定空き家にならないようにぜひしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。今後の対応をお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 特定空き家についてでございますけれども、空き家、特定空き家等にみなされた場合ですけれども、空き家対策特措法に基づき策定しております本町の条例、計画により、調査、命令、勧告を段階に応じて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀧本正徳君） これで、6番、村上 薫君の質問を終わります。

◇ 佐々木 春 一 君

○議長（瀧本正徳君） 5番、佐々木春一君。

[5番 佐々木春一君質問壇登壇]

○5番（佐々木春一君） 5番、佐々木春一であります。

一般質問の通告により、町長並びに教育長に質問をいたします。

まず第1点は、深刻な物価高騰から町民の生活を守ることにについてであります。

国民の暮らしと営業を直撃している物価高騰は、新型コロナウイルスの感染拡大とウクライナ侵略の影響に加え、異次元の金融緩和を第1の矢とするアベノミクスがもたらした異常円安が大きな原因とされています。

岩手県は新型コロナウイルス対策やロシアのウクライナ侵攻に伴う物価高対策を盛り込ん

だ総額33億円の2022年度一般会計補正予算案を発表しました。深刻な物価高騰から町民の生活を守るために、次の点をお伺いします。

1つ目は、国が決定したコロナ禍の原油価格・物価高騰総合緊急対策の対応とする4月通知分である地方創生臨時交付金の本町に対する交付限度額と活用策について、どのようにお考えでしょうか。

2つ目は、県は子育て世代への独自支援策として、児童手当を受給する世帯に子供1人当たり1万5,000円を給付するとしています。給付は事務を担う市町村が上乘せをすることも可能であり、給付時期は市町村が判断するとされていますが、どのように対応するのでしょうか。

3つ目は、燃料費高騰で打撃を受ける運輸・交通事業者に対する支援を行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

4つ目は、農業資材をめぐっては、肥料、飼料、餌ですね、とも原料の国際相場が高騰し、価格上昇が避けられない情勢であります。石油製品の生産資材も値上げが続いていることから、支援策を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

第2点は、地球温暖化がもたらす気候危機への対応についてであります。

世界でも日本でも、豪雨、洪水、干ばつ、山火事など、異常気象とそれによる被害が多発しています。生態系、農業への悪影響もあります。この全てが温暖化の影響ではないものの、温暖化が進行すると、こうした被害が深刻になることが予測されていることから、次の点をお伺いします。

1つ目は、気候変動に対する本町の取組の現状について、実態をどう分析し、今後どう対応される考えか、お聞きします。

2つ目は、温室効果ガス排出量の削減に向けた本町における地球温暖化対策実行計画の策定にはどのように取り組む考えでしょうか。

3つ目は、対策は省エネルギーで、エネルギー効率を上げてエネルギー消費量を大幅に削減し、再生可能エネルギーを大きく増やし、化石燃料をゼロにしていくという、この二本柱であると思いますが、いかがでしょうか。

第3点は、部活動の地域移行についてであります。

スポーツ庁の有識者会議は、公立中学校の運動部活動をめぐって軽減案が示され、休日の指導を地域や民間団体に委ねる地域移行を2023年度から3年間で達成する目標を盛り込み、5月中に取りまとめる予定としていました。

学校の部活動は子供たちがスポーツに親しむ裾野を広げてきた役割は大きいものの、少子化で学校単位の活動が困難な状況が生まれ、転換期を迎えていることから、次の点をお伺いします。

1つ目は、自治体に具体的な取組など推進計画の策定を求めています、どのように対応するお考えでしょうか。

2つ目は、部活動が教員の長時間労働の一因で負担になっているとの指摘がありますが、実態をどのように捉えているでしょうか。

3つ目は、部活動は学校教育の一環に位置づけられています。教室での学びとは違った体験や人間関係を通じて成長する機会であり、その教育的価値をどのように受け止めているか、お聞きします。

以上であります。答弁を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 佐々木春一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、1項目めの（1）地方創生臨時交付金についてお答えをいたします。

本年4月28日の閣議決定により、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の拡充が決定し、新たに創設されたコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分は、国の令和3年度補正予算の留保分1,234万円と、令和4年度予備費分3,701万9,000円とを合わせまして、交付限度額は4,935万9,000円となっております。

活用策についてであります。コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるという趣旨に基づいて創設されたものでありますので、このことを踏まえまして、生活者支援に関する事業や事業者支援に関する事業について積極的に活用することを検討しているところでございます。

2項目めの児童手当の受給世帯子供1人当たり1万5,000円の給付についてお答えをいたします。

県では、コロナ禍における物価高騰対策、子育て支援の一環とした岩手子育て世帯臨時特別給付事業を5月27日の臨時議会に提案、可決されたものであります。市町村が独自に上乗せ給付することも可能とされております。県内の状況ですが、13市町村が上乗せ給付を

検討していると聞いております。

本町といたしましても、子育て支援の目的を鑑みながら、より有効な手段の支援策を前向きに検討したいと考えております。

次に、(3)、(4)の燃料費高騰や農業資材等高騰支援策については、関連がございますので、併せてお答えをいたします。

新型コロナウイルスによる物流混乱に加え、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、そして円安等の影響により、燃料や飼料などの資材高騰が続いております。農林水産省が毎月公表している農業物価指数の直近値では、平成27年を100とした指数で、農業生産資材価格指数は113と、前年同月よりも6.9%上昇しております。

また、経済産業省資源エネルギー庁が5月25日に公表した石油製品価格調査の結果では、ガソリン、軽油、灯油とも1か月以上値下がりが続いているものの、依然として高値水準で推移している状況であります。

国は、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の負担軽減を図るため、地方創生臨時交付金の中にコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設したところであり、このほど県から交付金の活用に関する通知があったことから、現在、関係課において具体的に検討を進めているところであります。

燃料費高騰や資材高騰対策は、運輸・交通事業者や農業者にとどまらず、中小事業者全体に関わる問題であると考えておりますので、令和3年度3月末に実施した第3回新型コロナウイルスの影響に関するアンケート調査の結果を検証した上で、効果的な時期に効果的な支援策が打ち出せるよう、関係機関と情報交換しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目めの地球温暖化がもたらす気候危機への対応について、(1)から(3)まで関連がございますので、併せてお答えをいたします。

地球温暖化、気候変動に対する問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされております。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されております。気象関連の政府間機関であるIPCCの2021年第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び雪氷圏及び生物圏において広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化は地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。今後、本町においても、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクがさらに高まることが想定されます。

このような気候変動に対応し、世界の動向としましては、2015年のパリ協定の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡を達成することを目指すことを定めました。国では2020年、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言いたしました。

本町では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づいた地方公共団体の事務事業に伴い、温室効果ガスの排出量の削減等のために、措置に関する計画である地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいるところであります。

計画では、平成25年度を基準年度として、令和12年度を目標年度としております。温室効果ガスの排出量を基準年度の目標年度には40%の削減を達成することとしております。現在では約30%の削減となっており、その結果については、毎年環境報告書として公表されているものであります。

また、本年度が当該計画の見直し年度となっていることから、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律に基づき、脱炭素社会の実現に向けた取組を積極的に取り入れていきたいと考えております。

地球温暖化対策の実施が急務となっている一方で、自治体では、人口減少、少子高齢化への対応、地域経済の活性化、頻発、激甚化する災害に強い地域づくり、地域住民の健康維持と暮らしの改善、デジタル技術に代表される科学技術の急速な進歩等への対応など、様々な社会経済的な課題に対応することが求められております。

このような課題に直面する中で、脱炭素の取組、温暖化対策はそれ自体が地域の成長戦略であり、再生可能エネルギーなどの地域が持つ様々な資源を活用して、地域が抱える様々な課題解決と同時に、地域経済循環や地方創生を実現する機会でもあると捉えております。

さらに、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者、住民への情報提供と活動促進等を図ることが重要と考えております。

3点目の部活動の地域移行については、教育委員会より御答弁をいたします。

○議長（瀧本正徳君） 教育長、松高正俊君。

〔教育長 松高正俊君登壇〕

○教育長（松高正俊君） 私からは、3項目めの部活動の地域移行について、初めに、（1）推進計画の策定について、お答えをいたします。

まず、町内中学校の部活動につきましては、現在のところ、世田米中学校には軟式野球部、

男子バスケットボール部、女子バレーボール部、女子ソフトテニス部、総合文化部、有住中学校には、軟式野球部、男女ソフトテニス部、女子バレーボール部、そして両校に特設陸上部、世田米中学校には特設木工部があります。

部活動につきましては、現在、部活動への加入は必須ではないことや、少子化の進展に伴う生徒数の減少により部員が不足し、徐々に部活動の種類が減少、存続が困難な状況になっております。

公立中学校休日部活動の地域移行につきましては、まだ岩手県教育委員会からの具体的な指示等はありませんが、住田町教育委員会といたしましては、中学校、既存のスポーツ少年団、クラブチーム、保護者会、同窓会、総合型地域スポーツクラブ、町内のスポーツ協会、現在御指導いただいている皆様との連携により、計画を策定していきたいと考えております。

また、専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を希望する公立学校教員等の公務員については、兼職・兼業の許可を得る等により、地域でスポーツ指導ができるようにすることも想定されていることから、学校の教員の皆さんとも連携を図る必要があると考えております。

さらに、今後は、休日に加え、平日の部活動についても地域への移行が予想されることから、中学校の部活動において、校長の監督下で顧問の代わりに単独で指導・引率ができる、いわゆる部活動指導員についても導入を進める必要があると考えております。

次に、（２）部活動が教員の長時間労働の一因で負担になっているとの指摘があるについてお答えをいたします。

町内における教員の労働時間の把握につきましては、令和３年度より町内の全ての小中学校にタイムカードを導入するなど、客観的な労働時間の把握に努めております。現在まで、部活動指導を要因とし、時間外労働の目安である月４５時間を超える教員はおりません。しかし、部活動によっては、大会等で休日の勤務が発生する例もございます。

最後に、（３）部活動の教育的価値についてお答えをいたします。

議員の御質問のとおり、部活動の位置づけは教育課程外とされており、法令上の義務ではありませんが、学校の教育活動の一環として、教育課程との関連が図られるよう、中学校学習指導要領の総則に示されています。その中では、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること、そのほか、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や

社会教育関係団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることと明記されております。

また、部活動の意義について、同じく学習指導要領において、部活動は、学級や学年の枠を超えて、同好の児童生徒が自主的・自発的に集い、顧問の指導の下で個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要性を学ぶことができる教育活動であると考えますとなっております。

部活動は、コミュニケーション力、リーダーシップ、協調性、忍耐力、継続力等が身につく、将来において社会人としての資質形成及び人格形成にも役立つとも言われておりますが、一方で、体罰やいじめ、勝利至上主義による弊害、授業への影響、教員の長時間労働の原因ともなっております。

教育委員会といたしましては、生徒の健全育成を第一に考え、少子化における部活動の在り方を工夫・検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 再質問を許します。

佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） まず最初に、物価高騰からの町民生活への支援についてであります。

4月通知分の地方創生臨時交付金は4,935万9,000円ということで、今後の用途については、地域の実情や地域住民、事業者の状況を鑑みて有効な手だてを講じていくという答弁でありました。

なお、今回、議案には令和3年度配布分の地域経済対応分についての活用の補正予算も提案されております。そういったところでは、今後、重点的にコロナ禍における原油価格・物価高騰に対応する取組、県が率先して補正予算を組んだことへの対応というものを鑑みながら、住田にとってどういう活用策がいいのかということを進めていくべきだろうと。そういった意味では、生活支援、産業支援というところで考えていくべきだと思います。

現状の中で、実情に応じて細やかな支援を検討するということではありますが、現在、コロナの対策会議の中で提案をしながら、各部署でその取組を検討しているということではありますが、具体的などころで、その検討の進んでいる項目がありましたら、お聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 今現在、本町におきましては、新型コロナ対策の地方創生交付金の活用ですけれども、佐々木議員御質問のとおり、生活支援、産業支援について、今、取りまとめを行っている最中でございますので、内容については精査をしつつ、今後、迅速

に、適切な時期に補正予算等を編成しながら対応してまいりたいと思っておりますので、内容については、それぞれ各課の照会等を踏まえまして精査していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） それでは、2項目以下の具体的な対応のところについて確認をさせていただきたいと思えます。

県が率先して早く補正予算を具体的に示しながら取り組んでおることもありますので、それらへの対応と併せて、考えを聞かせていただければと思います。

1つ目は、子育て世帯臨時特別支援給付事業費補助についてということで、県独自で児童1人につき1万5,000円を給付するということが示されました。それで、県内では13市町村で上乘せ検討という答弁でありました。

この子育て世帯生活支援については、学校に通う児童生徒の、あるいは保育所のところでは、給食費の問題とか、様々な負担軽減を具体的な現場で考える項目もあると思えますが、それら含めて、現在、より有効な支援策を前向きに検討するということでありましたが、現状での考え方があればお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 具体的な検討でございますけれども、県で5月27日に提案、可決されたばかりのものでございますので、まだ検討段階ではございます。前向きにということで町長の答弁ありましたとおり、現金給付含めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 県で示した県独自の支援金の給付の時期もありますので、期間を置くというわけにもいかんだろうと思えますから、町の対応と併せて、給付時期を速やかに進められるように検討していただきたいと。

県のメニューの中には併せて、低所得ひとり親世帯給付金給付事業や、先ほど申しました学校給食費等の負担軽減等のことも例として挙げられており、これらを参考にしながら、各自治体で給付のマニュアルを作成しているやに見ておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

あわせて、この生活支援の給付事業の中では、これまで非課税世帯を中心にしての給付が主たるものでした。しかし、町内の生活実態を見ると、低所得者、あるいは高所得者という

ふうな分類でいくと、中間的な層の方々、課税がぎりぎりになったというような世帯の方々
が結構大変な暮らしの要件になっているということで、町内の対応として、そういった次なる
中間層における生活支援というものも考え合わせていくべきと思います。

そういった意味では、コロナ対策の本分を受け持っている副町長、それらの町の町民の生
活実態の状況の把握と、それら含めた生活支援、経済支援の捉え方をお聞かせいただければ
と思います。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） 経済支援の在り方については、それぞれ市町村において特徴のある
ものが多いですので、全てのものについて対応するというのは難しいことではありますが、今、
佐々木議員のおっしゃったとおり、生活実態を見ながら進めていきたいと思ひますし、税の
把握については、どこがどうでこうでというのはちょっと厳しいので、その辺の判断は難し
いと思ひますが、いずれ提案として承りたいと思ひます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 次に、燃料費高騰での運輸・交通事業者の支援について取り上げま
したけども、先ほどの町長の答弁では、その事業者に限らず、町内の中小事業者全体に関わ
る課題であるということで、効率的な実施を考えていきたいということでもあります。

この中で、やはり県で示された状況のところを確認して、町内の事業者への対応のところ
を確認したいのでありますが、一つは、バス事業者運行支援緊急対策交付金として、乗合バ
ス事業者を対象にして給付するものがあります。町内ではコミュニティバスの運行等にも関
わってくるんだろうと思ひますが、ここでは1台当たり4万円を支援するということがあり
ます。

それから、運輸事業者運行貨物自動車の運送に関わる点では、特に住田の場合は畜産業に
関わる餌の配送や出荷業務に関わる場所での事業者がありますが、ここでは1台当たり2
万3,000円を支援するとされております。

それから、貸し切りバス・タクシー事業者運行支援緊急対策として、貸し切りバスを持っ
ているところでは、レンタカー含めてでしょうけども、1台当たり4万円支援、タクシーで
は1台当たり1万円支援ということが示されておりますので、この辺、町内の事業所にどの
ように対応するか、お聞かせいただければと思ひます。

○議長（瀧本正徳君） ここで、5番、佐々木春一君の再質問に対しての答弁を保留し、午後
1時まで休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に保留いたしました5番、佐々木春一君の再質問に対する答弁を求めます。

農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） それでは、佐々木春一議員の燃料費高騰での運輸・交通事業者への支援の関係の御質問についてお答えをしたいと思います。

先ほど町長からの答弁でございましたとおり、現在、関係課におきまして、具体策について検討している段階でございます。その検討段階におきましては、第3回の新型コロナウイルスの影響に関するアンケート調査の分析検証という部分もやるわけでございますけども、この調査をした時点が3月ということで、まだ燃油高騰なり物価高の影響があまり出ていない時期ということもあったかと思っておりますので、現在の町内の業態の把握に努めながら、どういった具体的な対策を取るのが効果的なのかといった部分を検討し、県の支援制度等も参考にしながら、事業構築について検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 先ほど私が県での対応の金額を紹介させていただいたわけでありまして、けれども、ぜひとも、町内においては業者は限られてくるわけですが、いずれ公共交通、あるいは住田の産業維持のために欠かせない分野でありますから、ぜひ、先ほど私から紹介、提案させていただいた金額を参考にしながら取り組んでほしいと、そのように思います。

次に、農業用資材の値上げに対する支援であります。

今朝ほどの新聞で盛岡市の事例が出て、農畜産物の販売する農家に対して上限100万円をめどに支援するというふうな県内の自治体での動きも紹介されました。いずれ肥料、飼料、生産資材全て高騰は、値上げは不可避の状況だなというふうに思われてますので、農協など、農業団体と情報共有して、来年度の春の、春というか、今年の秋、来春の春に向けての注文書の取りまとめ等も早く対応できるような対応をして、今年春の米の値下げの影響で大分米も作られない水田が多く見られて、これに資材高騰になるとさらに拍車をかける心配があり

ますから、その対応をしっかりとやるべきと思いますが、その農業者への支援についての考えをお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） 農業者への支援に関しましても、佐々木議員おっしゃっているとおりでというふうに思っておりますので、各市町村の動向とか、あとは農業物価指数、毎月公表されますので、それらなども参考にしながら、こういった対策が取れるかといった部分をこれから検討しながら、いずれ農業が維持されるような方向で検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれ農業経営に直撃するというので、ぜひ早急に方針を示していただくことが必要だというふうに思います。

それで、私、最も国民にひとしく経済支援になるのは、消費税を早急に5%への緊急減税が必要ではないかと思うわけです。消費税減税こそ物価高騰から暮らしを守る上でも最も効果的な対策であって、これまでの消費税増税も、物価高も、所得の少ない人ほど大きな打撃を受けています。このことに対する見解を町長から伺いたいんですが、よろしく願います。

○議長（瀧本正徳君） 町長。

○町長（神田謙一君） まさにコロナ禍を含め、この原油高等々を含めて、住民、国民の生活に大きな影響を与えているというふうに認識をしております。

それへの対応の在り方、いろいろ国も含め、助成金、補助金、制度的な部分の中での対応をしているわけですが、先ほど春一議員からあったとおり、例えば運輸関係で言えば、1台幾らというような形、現実的には走行距離が実際は違っているという部分を含めて、それでも均一性には欠けてくる。そういう部分から言うと、国策として、今の消費税の在り方という部分、やはりカンフル剂的な形がいいのか、また、恒常的な形がいいのか含めて、国がしっかりそこいら辺を考えていく必要があるのかなど。やはり今までの国の進め方、時代が変わっているという中で、見直すところは必要があるのではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） それでは、2つ目の地球温暖化のもたらす気候危機への対応についてであります。

先ほどの答弁で町長からは、いずれこの地球温暖化、気候危機は、人類の生存、存続に係る大きな問題と課題であり、問題意識の持っているところを伺いました。住田町では、地球温暖化対策実行計画の策定をいたして、25年度までに12年度比で40%削減する目標を掲げて取り組むということでもあります。

加えて、この取組は、住民といいますか、町民とともに実践の先頭に立つよう責任を持った取組を加速することが求められるというような内容のお話もありましたので、具体的なこれまでの、現在の脱炭素の状況が現在30%までということではありますが、この現実を踏まえて、今後、当町として取り組む大きな課題は何なのか、その辺のところをお聞きしたいと思えます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 当町における取り組む問題でございますけれども、今年度、地球温暖化対策実行計画、環境計画等見直しの時期となっております。その中で、省エネ、再エネの取組の位置づけをしっかりと、その情報を、その計画の内容を町民に発信していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） そういう見直しの時期を踏まえて、町民あるいは町内の事業者に対する啓発の取組を進めるということだろうと思えます。

そうした意味では、町の姿勢、自治体としての取組というのが町民に対して示していける大きな役割ではないかと思うことから、特に町の公共施設、公共事業、自治体業務でどれだけCO₂を削減できるかなど、役場自らの脱炭素化に向けた目標と計画の策定が必要だろうと思えますが、役場、庁舎内での考え、取りまとめの立場で副町長に伺えればと。あるいは、総務課長が取りまとめかと思えますが、併せてお聞かせいただければと思えます。

○議長（瀧本正徳君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） 直接の取りまとめではありませんが、立場としてお答えしたいと思います。

脱炭素化等の公共施設等の取組については、佐々木議員御承知のとおり、役場庁舎含め、木造公共住宅ということで、脱炭素化に、それからCO₂の吸収に向けて貢献しているところでもありますし、これからも公共施設についてはそのように考えていきたいと思えます。

それから、エネルギーについても、公共施設については、以前において太陽光パネルを屋

根の上に設置して、太陽光発電を行いながら、使える電気は使っているということで、その辺の取組も既に行っているところでもあります。

役場としてもそうなのですが、やはりこの環境対策、大きく言えば環境対策、地球環境に取り組むということは、その中でやっぱり一人一人が自分の将来、自分の子供、孫の将来を考えて、きちんと取り組むべきかなと思います。それらの集合体、人々の集合体が企業なり地域になって、大きな枠組みの中で取り組んでいく、それから地域で取り組んでいく、国で取り組んでいく、地球規模で取り組んでいくということが大事なので、やはり自分のものとして捉えていくことが大切なのかなと思います。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） そうした意味で、公共施設含めて、役場の行動、計画と目標というものを示していくことが大事になるだろうと思います。

その中で、私もこの取組の中では、省エネルギー、あるいは再生可能エネルギーの具体的な計画と目標を立てて取り組むということが必要だろうということで、平成29年に再生可能エネルギーの推進計画に基づいてこれまで取り組んできた、あるいは、1回目の地球温暖化対策実行計画の下で、庁舎内で進んできたということではありますが、町内、町民挙げての取組、国が定めておる2050年にはゼロを目指すというところに進むための過程として、今回の見直し、2030年の中間年に向けた対応が、一つ一つの取組が大事だと思うわけです。

それで、省エネの取組の一つとして取り上げられているところが、町民に取り組む部分では、住宅政策の部分で、住宅の高断熱化、省エネ住宅の普及、あるいは高断熱の健康住宅への補助制度、住田型住宅の基準を示して、補助制度を整備して取り組むというのも一つの取組ではないかと思いますが、その辺の計画についてお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長。

○建設課長（佐々木 真君） 住宅関係の省エネ対策についてお答えいたします。

一般住宅における省エネの対策、国全体としての流れといたしましては、令和7年度に一般住宅の省エネ基準の適合化が義務づけられておりまして、さらに、その5年後につきましては、基準が引き上げられて、ZEH基準といわれる消費エネルギーが差し引きゼロになる取組、そういった基準が計画されております。新築住宅に限れば、そういった基準に沿った建築となります。

それで、既存の住宅までには適合されないものと思われるので、そういった部分につき

ましては、町でも行っておりますリフォーム住宅等で、現在でも断熱性能の部分に対して等補助を行っておりますが、そういった基準との整合性などを見直していきながら、また、何よりも住民理解というものが大切だと思いますので、その辺、住民に普及されるような取組を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） あわせて、省エネ電化製品の普及等も生まれてくるんだろうと思います。

それと、もう一つ、脱炭素で欠かせないのは、やっぱり車の部分でありまして、取りあえず公用車を電気自動車、EVの導入、前半、6番議員の中で水素の関係での質問がありましたけれども、取りあえずすぐ取り組める、あるいは、車の普及の部分で見ますと、電気自動車を取り入れていくというのが、計画が、目標が立てやすいのではないかと思います、その辺の公用車の更新に向けての対応についてどうお考えか、お聞きします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 公用車のご関係でございますけれども、先ほど村上議員の部分におきましても副町長が答弁をしたとおり、スタンドがやはり課題になるかなと思ってございます。省エネの推進につきまして、EV等は非常に有効な手段であります、その辺の状況を鑑みながら、導入も含めまして検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） こうした取組は幼少期から、子供時代からの意識の啓発が大切だろうと思います。そういった意味では、学校教育の役割も大きいと思いますので、教育委員会として子供に環境学習の機会を捉えながら取り組む必要があるだろうと思います。あと、風力発電の設置事業者からも見学を希望があったりすれば、その環境学習の役割として、進めたいというふうな事業者からの話もありますので、その辺を捉えて、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 風力発電の見学についてでございますけれども、地域創造学という本町の独自のカリキュラムがございます。この中で、地元を知るということでもありますので、地元を知るという中で、風力発電ですとか、太陽光ですとか、そういったような施設の

見学につきましては、学校の現場と協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれ国際的な取組ということで、2050年の温室ガスゼロに向けてということで、県内の自治体の中でも、気候危機非常事態宣言を宣言しながら運動に取り組んでいる自治体も出ておりますが、当町において気候危機非常事態宣言を発しながら、地球温暖化がもたらす気候危機への対応、地球温暖化対策実行計画への取り組む姿勢を示すはと思うんですが、これらの対応についてのお考えをお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 気候危機非常事態宣言についてでございますけれども、計画の見直し策定の中で検証し、必要かどうかも含めて検証してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） よろしくお願ひします。

では、最後の部活動の地域移行についてであります。

背景については、答弁でもありましたけれども、なぜ今の時期なのかという、私、疑問も持ちながら、こういう教育的な部分は自治体の教育行政に任せて、地域の実情に合った子育て、子供の健全育成に取り組むということの取りまとめを文科省なりスポーツ庁で行っていくのが本来の形ではないかと思うわけですが、子供の成長を考えた施策なのかという視点で、地域の実情と子供の教育的効果を考えてこれからも取り組むという最初の答弁でありましたけれども、現在のコミュニティスクールとか学校運営委員会の機能をしっかり生かしながら、この対応を、計画を策定していくべきと思いますが、改めてまた取組の対応についてお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 部活動の地域移行につきましては、2つの側面があると思います。

1つは、学校の先生方の負担軽減という側面と、それから、スポーツといったものを地域に移行していこうというものでございます。

学校の先生方の負担軽減につきましては、先ほど教育長が答弁したとおりでございますけれども、地域移行につきましては、本町のようないわゆる中山間地域におきましては、その受皿としてなかなか難しい点もございますけれども、既存のスポーツ少年団、それから競技

団体等々の指導者の方々と連携を取りながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） スポーツやクラブ活動の子供、孫の活躍が地域の活性化にも大きな役割があるだろうと思うんですね。そういった意味で、そういうスポーツ活動、クラブ活動が地域移行によって広域的になって、地元で地元の子供の活躍の場を見れないというふうなことになるのは残念な思いをしております。

そういった意味で、この地域でそういう活動が存続できる体制、支援というのを教育委員会としてしっかり示していくべきと考えますが、教育長のさらなる今後の国から示された部活動の地域移行についての対応についてお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 教育長。

○教育長（松高正俊君） 住田町には住田町なりの部活動の今までやってきた長い歴史があると思っております。これから新しい流れになってくるわけですが、今までのやり方を踏襲しながら、住田町なりに合ったような地域移行の形を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 以上で終わります。

○議長（瀧本正徳君） これで、5番、佐々木春一君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（瀧本正徳君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時24分
